

## 指定廃棄物促進市町村長会議におけるご意見、追加意見の概要

## ○宮城県市町村長会議(第3回)での意見の概要

## 1. 基本的事項

- 栃木県の会議で、福島県で指定廃棄物を処分すべきとの議論があったように、国が責任をもって土地を買い上げ、そこに集約して処分するのがよい。
- 放射性物質を含む廃棄物の仮置き場の確保でさえも困っている状況で、最終処分場の設置にはとても理解が得られない。福島県で処理すべき。(2市町村)
- この会議において、宮城県で1ヵ所最終処分場を設置することで合意しているので、そのように進めたい。(県)

## 2. 施設の安全性について

- 施設の管理について、国が責任を持つという記載がない。

## 3. 選定手順・評価項目・評価基準について

- 「安全・地域特性等の観点から候補地となり得るエリアを抽出」とあるが、このエリアはどの程度の区域を指すのか。(県)
- 市町村が策定した条例は、選定において考慮しないという理解か。
- 選定手順について、詳細調査の段階で非公開とするのは無理がある。複数個所を出した時点で市町村長会議に出すのか。安全に関わる絞り込み以降、どのように進めるか検討が必要ではないか。(県)
- 産廃施設の建設に対する住民の反対運動があり、このような地域で、指定廃棄物の最終処分場の設置について住民の理解を得ることは困難。
- 安心の評価指標がなぜ資料で示された4つなのか。
- 安心の評価で、加点の前に各評価項目に重みづけするのは問題があるのではないか。
- 水道普及率が低く、沢水を水源として利用しており、遮断型の施設をつくると言っても住民の理解が得られない。
- 水源との近接状況の評価指標となる取水口との距離について、ダムの扱いをどう考えればよいのか。
- 水源の条例は各市町村でも苦勞して作ったと思うので、考慮するよう検討していただきたい。(県)
- 宮城県の浄水発生土はどこから発生しているのか。
- 我々は稲わらを多く保管している被害者。安心の評価項目の一つとして指定廃棄物の発生量を点数化するのは間違い。
- 観光に関する評価指標として入込客数の50万人と言う数字には無理がある。観光客が1ヵ所に集まるわけでもないのに、数百メートルで地域を区切るのは困難。数字にはあまりこだわらないようにしてほしい。(県)
- 観光に関する評価について、メインとなる施設が点在しているが、どのように地域設定するのか。また、それらの絞り込みは環境省が行うのか。
- 選定作業を進めるにあたり、図面でわからない現場の状況を誰が調査するのか。その場合、市町村の意見を聞かないと難しいと思う。
- 住民の理解が得られないからという理由で反対するのは我慢していただきたい。(県)

4. 地域振興策、風評被害対策等について

- 風評被害への対応として、水源からの距離について説明すればよいということか。

5. 今後の会議の進め方について

- これで選定方法の最終決定ではなく、有識者会議に諮っていただき、議論の結果をとりまとめていただく。（県）
- 有識者会議の議事録など含め、会議資料を事前に配付してほしい。

6. その他

（特になし）

## ○ 宮城県市町村からの追加意見の概要

5月29日に開催された宮城県第3回市町村長会議を受けて、宮城県が全市町村長に対して、1. 候補地の選定手順等、2. 各市町村からの意見とその対応の方向性、3. その他の意見について調査を行い、7月11日時点で提出された意見を環境省において集約したもの。

### 1. 最終処分場候補地の選定手順等について

本設問においては、選定手全般について市町村の皆様にご意見を伺った。

特に指定廃棄物の発生状況・発生量を評価項目・評価基準とすることについて、明示的にご意見を伺った。

このため、ご意見を（1）指定廃棄物の保管状況・保管量を評価項目・評価基準とすることについて、（2）選定手順等に関するその他の意見、に分類して整理することとした。

#### （1）指定廃棄物の保管状況・保管量を評価項目・評価基準とすることについて

市町村のご意見を、A肯定的な意見、B否定的な意見、C中立・その他 に分類して整理した。

※同一市町村から複数の趣旨の意見が提出されていることもあるため、「内容」に記載した市町村数の合計と「市町村数」が合わない場合もある

分類	市町村数	内容
A 肯定的な 意見	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物が発生していない市町村に最終処分場等を設置することは、地元住民の理解が得られない。（4市町村）</li> <li>・運搬・保管等の効率性、輸送リスク等の観点から止むを得ない。（3市町村）</li> <li>・「安全等の確保に関する事項」「地域特性に配慮した事項」を優先して選定を進め、最終的な候補地を選定する段階で考慮すれば住民等の理解が得られやすいのではないかと。</li> <li>・最終的な判断の一つの選択肢になる。</li> <li>・運搬時の安全性等の観点から有効。ただし、安全が担保されて初めて有効になる項目。</li> <li>・評価項目・評価基準とすることが妥当。</li> <li>・発生量が多い地域が、候補地として評価が高くなることはやむを得ない。</li> <li>・評価のウェイトを下げつつ、判断材料の一つとしてもいいのではないかと。</li> <li>・客観評価として、発生量・保有量も無視できず、必要な項目・評価基準であると思われるが、改めて市町村会議で一定の議論を行い、評価項目とするかどうか意見集約することが望ましい。</li> </ul>

分類	市町村数	内容
B 否定的な 意見	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物が多く発生している地域は、原発事故の被害者である。 (6市町村)</li> <li>・地元関係者の理解を得られやすい場所を選定するための評価項目・評価基準としてはふさわしくない。</li> <li>・単に指定廃棄物の有無や量の多少が直接評価の対象になることは、自治体にとって非常に厳しい。</li> <li>・農業を基幹産業としている自治体は、稲わら等が指定廃棄物等になり、それが評価されることは理解が得られない。</li> <li>・最終処分場としての「適地」と「発生量」は相いれない。</li> <li>・「安心等」の考えにはあたらず、被災者の負担を考えると除外すべき。</li> <li>・指定廃棄物がある市町村に最初から重しをつけるということになる。</li> <li>・指定廃棄物が多く発生したことにより、最終処分場候補地に選定されてしまうような誤解を招くことになりかねない。</li> <li>・他の項目はいいが、発生状況を評価項目にする理由が見当たらない。また、該当する市町村が特定されかねない。</li> <li>・指定廃棄物の発生量が正確に把握されているのか疑問。(2市町村)</li> <li>・各自治体の理解が得られない。ただし、各市町村の指定廃棄物の発生状況は把握すべき。</li> </ul>
C 中立・ その他	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送に係る安全性やコストの観点の設定要因であると推察。今後、有識者会議、第4回以降の市町村長会議でさらに議論を深めていくべき。</li> <li>・発生状況・発生量を評価項目・評価基準とする考えも一理あるが、安全等の確保に関する事項に基づき公有林等から選定するのが望ましい。(2市町村)</li> </ul>

(2) 選定手順等に関するその他の意見

設問1における、選定手順に関するご意見を本項で整理するとともに、設問3における選定手順に関するご意見も、本項において整理した。

選定手順・評価項目案・評価基準案の決定	<ul style="list-style-type: none"><li>候補地選定の理由が後付けとならないよう、先に具体的な評価方法を示すべき。</li></ul>
安全等が確保できる地域の抽出	<ul style="list-style-type: none"><li>具体的な位置図を作成して説明すべき。</li></ul>
地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域の抽出	<ul style="list-style-type: none"><li>本項目は、候補地選定前に検討すべき。</li><li>各市町村の土地利用計画を考慮すべき。</li><li>県立自然公園を除外していただきたい。</li><li>観光統計概要による入込客数を50万人とする理由が不明。また、入込数だけでなく、周遊する人の流れなども考慮すべき。</li><li>過去の経緯から、環境問題に敏感な地区は除外すべき。</li><li>どのような手順で進めていくのか具体かつ丁寧に説明していただきたい。</li></ul>
必要面積を確保した土地の抽出	<ul style="list-style-type: none"><li>最終処分場等の基本的内容（敷地面積、施設規模）の提示が必要。</li></ul>
安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定	<ul style="list-style-type: none"><li>具体的な位置図を作成して説明すべき。</li><li>今後、国がどのような評価方式を採用し、どのように絞り込みをするかについて、説明していただきたい。</li><li>「安心等の地域の理解が得られやすい土地」という表現に疑問。</li><li>重み付けの項目や理由について客観的な判断が困難であることから、「重み付け方式」は行うべきではない。</li><li>生活空間との近接、水源との近接等も考慮されており概ね理解。</li></ul>

<p>水源・生活空間との近接状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源地となっているダム及び上水道取水施設の上流地域は除外していただきたい。(2市町村)</li> <li>・ 水道水に関しては、距離の判断では理解が得られない。</li> <li>・ 農業の取水口からの距離については、影響を受けないくらいの距離と、取水施設の灌漑面積を考慮していただきたい。</li> <li>・ 排水がない施設なので問題ないとの考えであるのに、水源を評価に加えるのは矛盾している。</li> <li>・ 取水口だけでなく、水源涵養としての森林区域、湧水、沢水との距離も考慮すべき。</li> <li>・ 水源や生活空間との近接状況の評価指標が少ない。産業、経済活動施設なども評価指標とすべき。</li> <li>・ 生活空間について、交通（高速道路、鉄道）についても思慮が必要。</li> </ul>
<p>指定廃棄物保管量の割り戻し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国としての考え方を説明してほしい。</li> <li>・ それぞれの地域の実情を十分踏まえていただきたい。</li> </ul>

## 2. 各市町村からの意見とその対応の方向性について

第3回の宮城県市町村長会議の資料2でお示しした、前回の市町村長会議でいただいたご意見への対応の方向性について、市町村の皆様にご意見を伺った。

特に、第3回の宮城県市町村長会議の資料2、P. 5にお示しした候補地の提示方法①～⑥について、会議当日に知事から提案があった、以下の案について、明示的にご意見を伺った。

市町村長会議において環境省がお示しした候補地の提示方法と、それに対する村井知事の提案は以下のとおり。

### 【環境省案】

- ① 安全・地域特性等の観点から候補地となり得るエリアを抽出
- ② ①の結果について市町村長会議及び有識者会議で報告。以降のスケジュールについて説明  
----- 以下は非公開のプロセス-----
- ③ 選定手順に基づく候補地の抽出
- ④ 候補地に対する詳細調査の実施
- ⑤ 有識者による候補地の評価  
----- 以下は公開のプロセス-----
- ⑥ 最終候補地を市町村長会議に提示

### 【知事案】

環境省案のまず①及び②の手順までを実施した後で、改めて③以降の手順について検討する

これを受け、本項では大きく以下の2点に分けて整理した。

- (1) 候補地の選定手順に係る知事案への市町村のご意見
- (2) 環境省の考え方に関するその他のご意見

- (1) 候補地の選定手順に係る知事案への市町村のご意見

以下のA～Dにご意見を分類し、整理した。

- A ①～⑥のプロセスを全て公開
- B ①②は公開、③～⑤は非公開、⑥は公開（環境省案）
- C ①②は公開したうえで、改めて③以降は検討（知事案）
- D その他の意見

※同一市町村から複数の趣旨の意見が提出されていることもあり、「内容」に記載した市町村数の合計と「市町村数」が合わない場合もある

分類	市町村数	内容
A 全て公開	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑥で突然候補地となった場合、市町村の住民の理解が得られない。</li> <li>・非公開で行うと、特定の候補地ありきと考えられてしまうので、客観的な指標に基づいて公開で進めるべき。</li> <li>・有識者会議と市町村長会議でキャッチボールしながら、③以降も市町村長に報告し、協議しながら進めるべき。</li> <li>・④詳細調査が非公開で、市町村長が知らないところで行われる場合、市民・県民の理解を得にくいいため、全て公開で行うべき。</li> <li>・詳細調査を自治体、住民が知らないまま実施できるのか疑問。</li> <li>・住民に周知し、時間をかけて説明する意味ですべて公開すべき。</li> <li>・詳細調査を行う時点で、地域の特殊事情について事前に説明する機会を設けてほしい。</li> </ul>
B ③～⑤は 非公開 (環境省案)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には環境省案でいいが、住民に気づかれずに詳細調査を実施することは難しい。住民に説明を求められることもある。(2市町村)</li> <li>・選定された候補地の首長に対する内々のヒアリングや協議が必要。(2市町村)</li> <li>・公開すると市町村間に摩擦やしこりが生じるため、やむを得ない。</li> <li>・この手順で進めざるを得ないが、最終候補地における選定の経過は公開してほしい。</li> </ul>
C ③以降は 再検討 (知事案)	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事案を支持。(9市町村)</li> <li>・④詳細調査について、自治体、住民に知られないまま実施できるのか疑問。(3市町村)</li> <li>・非公開で行うことが反対運動のきっかけとなる。</li> <li>・④詳細調査を非公開とした場合、住民の理解が得られない。</li> <li>・①のプロセス等について一般への公表も必要。</li> <li>・現地調査に入る場合、地元で不信感を持たれないよう各段階での公表が必要。</li> <li>・候補地提示は、丁寧かつ慎重であることを前提に、できるだ</li> </ul>

分類	市町村数	内容
		<p>け早期であることが望ましく、知事案が妥当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②の段階で市町村長の意見を聞いて検討することが望ましい。</li> <li>・慎重に進行する知事提案に賛成。</li> <li>・知事案に異議はないが、①は候補地となり得ない箇所の抽出とすべき。</li> <li>・環境省は労を惜しまず、だれもが納得できる理由及びプロセスで候補地を選定してほしい。</li> <li>・④詳細調査を非公開で行うことは現実的ではない。</li> <li>・①は抽出されるエリアが（例えば、県南地域と言うような）広いエリアとならないこと。</li> <li>・①において、報道機関による憶測報道に注意が必要。</li> </ul>
D その他	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省案を提示するに至った理由等の説明が十分ではないため、具体的に説明をいただきたい。</li> <li>・非公開で④現地調査を実施することが可能なのか説明をいただきたい。</li> <li>・手順の適否について、アンケートの集計結果だけでなく会議での十分な協議をお願いしたい。</li> <li>・④詳細調査の段階で市町村への事前説明が必要。</li> <li>・まず発生量の実態把握に努めた上で、処分場の必要規模を確定させるべき。</li> <li>・5～10箇所程度の候補地が選定された段階で当該市町村へ伝達し、意見聴取の機会を設けるべき。</li> <li>・住民に対して十分な説明を行うためにも、基本となる情報の公開を進め、国、県、市町村の共通理解が必要。</li> <li>・ある程度絞り込んだ段階で市町村長会議に提示し、風評被害対策や地域振興策を示しながら選定すべき。</li> </ul>

(2) 環境省の考え方に関するその他のご意見

設問2において回答があった、環境省の考え方に関するその他のご意見について本項で整理するとともに、設問3の回答における地域振興策に対するご意見も本項で分類して整理した。

<p>選定手順・評価 項目案・評価基 準案の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記事項について国が具体的な方策を検討し、市町村長会議での議論を踏まえて、候補地の提示方法や時期などについて決定すべき。</li> <li>・ 評価基準の詳細及び決定予定内容、評価項目間の重み付け</li> <li>・ 候補地となり得るエリアは何処か</li> <li>・ 除外エリアは何処か</li> <li>・ 地域特性に配慮すべき事項</li> <li>・ 県内1箇所設置について</li> <li>・ 候補地提示の方法（1箇所か複数か）</li> <li>・ 候補地提示前に地域振興策を示すこと</li> </ul>
<p>安心等の地域の 理解が得られ やすい土地 の選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ③の候補地抽出においては、まず〇×で5ヵ所程度に絞り込み、さらに総合評価で最終的な候補地を決定する。</li> </ul>
<p>条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各自治体の条例の目的及び趣旨は最大限に尊重されるべき。条例を「地域特有の要件」に含めるかについて、慎重に検討・議論が必要。</li> <li>・ 水を一切排出しない遮断型構造の施設なので水源保護条例は全く考慮しない、ということでは住民の理解が得られない。</li> </ul>
<p>地域振興策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府として地域振興策に取り組む姿勢を表明してほしい。</li> <li>・ 地域振興策を明確に示すべき。（2市町村）</li> <li>・ 候補地をある程度絞り込んだ段階で地域振興策を提示することにより、県内全体として候補地への地域振興策等の対応が図られる。</li> </ul>

### 3. その他の意見・質問等

その他のご意見等を下記のとおり分類して整理した。

<p>基本的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置き場も設置できない市町村が多くある中で、最終処分場を設置することは困難ではないか。</li> <li>・いずれかの県において最終処分場の設置が不可能の場合、その他の県においても最終処分場の設置を行わないとのことだが、その場合の対応策についても検討するべき。</li> <li>・住民合意に至るまでのプロセスを、国が全責任を持って行うことを一貫していただき、迅速に検討を進めていただきたい。</li> <li>・市町村が最終処分場の設置に係る条例を作る際の理由づけができるよう、最後まで国の責任において候補地の選定を行うべき。</li> <li>・候補地に選定された首長は、対住民、対議会への対応を考えた場合、相当の覚悟が必要と思われる。慎重に進めていただくようお願いする。(2市町村)</li> <li>・指定廃棄物の保管期限が迫っており、周辺住民に対する期限延長の申し入れすら困難である。国県の責任のもと保管から処分までの明確な道筋を立て、市町村及び地域住民に対し誠意のある説明を望む。</li> </ul>
<p>指定廃棄物以外の処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の理解が得られず、指定廃棄物に該当しない側溝の土砂を側溝より上げることができない。指定廃棄物同様の処分ができるようお願いする。</li> <li>・処理の目途が立たない汚染牧草の処理方法として、広域事務組合のごみ焼却炉で一般廃棄物との混焼が望ましいと考える。その実現のために農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業の枠で国県一体のバックアップがほしい。</li> <li>・8,000 Bq/kg以下の廃棄物について、市町村間による対応の相違が出ないよう、統一した処理基準と処理方法を具体的に示すよう要望する。</li> </ul>
<p>住民の理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の放射能への不安を無くす工夫をしてほしい。例えば、放射能の見える化、最終処分施設の実証試験結果等の提示など。</li> </ul>
<p>会議運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議目的達成のため、県内自治体で何を共通理解としたかが明らかとなるような会議運営を図っていただきたい。</li> <li>・限られた時間内で審議するため、重要度の高い項目に絞って議論する等、一定の整理をお願いしたい。</li> <li>・説明資料は重複が多くわかりにくい。</li> <li>・主要な会議資料は事前配付すること。有識者会議の議事録も同様。(2市町村)</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5県の進捗状況について随時情報提供をしてほしい。</li> <li>・エネルギー政策全体に係る放射性廃棄物の最終処分についても行程を示していただくよう要望する。</li> </ul>